

株 主 各 位

平成 15 年 5 月 28 日

東京都港区芝五丁目7番1号
日本電気株式会社
取締役会長 佐々木 元

第 165 期 定 時 株 主 総 会 招 集 ご 通 知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第165期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席いただきま
すようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、書面またはインターネットにより議決権を
行使することができますので、後記参考書類をご検討のうえ、次頁のご案内に従って
議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成15年6月19日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区芝五丁目7番1号 当社本社ビル地下講堂
（末尾の会場ご案内図ご参照）
3. 会議の目的事項
報 告 事 項 第165期（平成14年4月1日から平成15年3月31日まで）営業報告書、
貸借対照表および損益計算書の内容報告の件
決 議 事 項
第1号議案 第165期利益処分案承認の件
第2号議案 定款中一部変更の件
議案の要領は、後記の「議決権の行使についての参考書類」
（30頁から34頁）に記載のとおりであります。
第3号議案 取締役9名選任の件
第4号議案 監査役2名選任の件
第5号議案 ストック・オプションのために、株主以外の者に対し特に
有利な条件をもって新株予約権を発行する件
議案の要領は、後記の「議決権の行使についての参考書類」
（39頁から41頁）に記載のとおりであります。
第6号議案 退任取締役および退任監査役に退職慰労金贈呈の件

以 上

~~~~~ 議決権行使についてのご案内 ~~~~~

1. 株主総会にご出席の際には、同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
2. 当日株主総会にご出席いただけない場合は、次のとおり、同封の議決権行使書をご郵送いただくか、またはインターネットにより議決権をご行使ください。

〔議決権行使書郵送による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、株主総会開催日の前日（平成15年6月18日(水)）までに当社名義書換代理人に到着するようご返送ください。

〔インターネットによる議決権行使の場合〕

- (1) 以下の議決権行使サイトにアクセスし、同封の議決権行使書用紙に表示された議決権行使コードおよび初期パスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って、株主総会開催日の前日（平成15年6月18日(水)）までに議案に対する賛否をご登録ください。


【議決権行使サイトURL】 <http://www.webdk.net>

なお、議決権行使サイトには、当社ホームページ（<http://www.nec.co.jp>）からもアクセスできます。

- (2) インターネットにより議決権を行使された場合は、議決権行使書をご郵送されても、インターネットによるご登録の内容により議決権を行使されたものとして取り扱わせていただきます。
- (3) 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへのダイアルアップ接続料金、通信事業者への通信料金等は株主様のご負担となります。
- (4) 議決権行使サイトをご利用いただくためには、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Internet Explorer 5.5以上、または Netscape 6.2以上が必要です。

ご不明な点につきましては、下記にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

名義書換代理人：住友信託銀行株式会社 証券代行部

 0120-186-417

(添付書類)

## 営業報告書

(平成14年4月1日から  
平成15年3月31日まで)

### 1. 営業の概況

#### (1) 営業の経過および成果

##### 《全般的概況》

平成14年度の世界経済は、上半期において米国やアジアを中心に緩やかな回復を示したものの、下半期に入ると、イラク情勢の悪化などにより景気の先行きに不透明感が強まりました。

一方、日本経済について振り返りますと、上半期は主として米国およびアジアへの輸出が拡大し、個人消費も比較的堅調に推移したことから、景気は回復に向かいました。しかし、下半期には、好調であった輸出が鈍化するとともに、イラク情勢の悪化に伴う世界経済の先行き不安により株価が下落し、また個人消費の伸びが鈍化するなど、景気の後退懸念が強まりました。

エレクトロニクス業界においては、システム・インテグレーション・サービスやデジタル民生機器の需要は堅調に推移したものの、パーソナルコンピュータや通信機器が伸び悩み、全体的に厳しい状況が続きました。

このような厳しい事業環境に加え、IT（情報技術）領域とネットワーク領域の技術融合の進展、半導体事業の競争構造の変化、中国企業の台頭による価格競争の激化や電子機器製造受託サービス（EMS）企業による国際水平分業体制の進展など、当社を取り巻く経営環境は大きく変化しました。そのような環境の中で、当社は、顧客ニーズに一層適応した事業体制を構築するため、「IT・ネットワーク統合ソリューション」と「半導体ソリューション」の2つの事業領域に経営資源を集中し、事業特性に合わせた資金の最適な調達・配分と財務体質の強化をはかることを内容とする新たな経営方針を策定しました。この方針に基づき、当社は、半導体ソリューション専業企業としてNECエレクトロニクスを設立するなどエレクトロニクス事業の再編を実施しました。また、事業体質の強化を目的として、生産革新の推進やサプライ・チェーン・マネジメントの強化に努めるとともに、購買先を絞り込んだ集中購買の推進、部品の共通化の促進などにより資材費の削減をはかりました。

当期の売上高は、2兆7,814億円と前期に比べ7,809億円（21.9%）減少しました。これは、通信事業者の投資抑制により通信システムの売上が大幅に減少したことや国内向けの携帯電

話機の出荷が減少したことに加え、前期においてパーソナルコンピュータ事業を子会社に移管したこと、当期においてエレクトロニクス事業を分社したことなどによるものです。また、受注高は、2兆7,305億円と前期に比べ7,150億円（20.8%）減少しました。

次に収益面につきましては、経常損益は、売上高の減少にもかかわらず、事業構造改革による固定費削減や原価低減により前期に比べ1,026億円増加し、61億円の黒字となりました。しかし、当期損益は、関係会社株式および有価証券の評価損失を特別損失に計上したことなどにより149億円の損失となりました。

当期の配当金につきましては、前期に続き当期損失の計上を余儀なくされ、株主資本も大きく減少している状況に鑑み、誠に遺憾ながら年間を通じて無配とさせていただきたく、ご提案申しあげる次第でございます。

当社は、平成12年度から社内カンパニー制を導入し、成長分野への経営資源の集中、課題事業の再編などの経営改革に取り組んでまいりました。さらに、当期において、半導体事業の分社を含むエレクトロニクス事業の再編を実施し、ITソリューション事業およびネットワークソリューション事業に経営資源を集中できる経営環境が整ったことから、これら2つの事業の融合を促進するため、平成15年4月1日付で社内カンパニー制を廃止し、経営組織を事業ライン制へ再編しました。

#### 《部門別概況》

当社は、インターネット・ソリューション事業を積極的に展開しており、主に企業・個人向けにインターネット・ソリューションを提供するITソリューション事業、主に通信事業者、放送事業者などのネットワーク・オペレータ向けにインターネット・ソリューションを提供するネットワークソリューション事業および主にインターネット市場を支える装置メーカー向けに電子デバイス・ソリューションを提供するエレクトロニクス事業の3つの領域で事業を運営してきました。しかし、上述のとおり半導体事業の分社を含むエレクトロニクス事業の再編を実施し、その後当社は、ITソリューション事業およびネットワークソリューション事業を中心として事業を運営しております。

当期の売上および受注の概況を事業領域別に示すと次のとおりです。

#### ITソリューション事業

売上高は、前期に比べ2,635億円（18.8%）減少し、1兆1,376億円となりました。これは、システム・インテグレーション・サービスなどの各種サービスやソフトウェア分野は堅調に推移したものの、前期にパーソナルコンピュータ事業を子会社に移管したことなどの影響によるものです。受注高は、2,380億円（17.7%）減少し、1兆1,078億円となりました。売上

および受注の主要なものは、システム・インテグレーション・サービス、インターネット・サービス「BIGLOBE<sup>ビッグロブ</sup>」、保守サービス、ソフトウェア、汎用コンピュータ、PCサーバ、UNIXサーバ、ワークステーションなどです。

当期においては、前期に引き続き、システム・インテグレーション・サービス分野で損益管理の徹底および中国やインドの開発要員活用による収益性向上に努めました。また、当社は、NTTデータと共同で、NTTドコモが提供するiモードサービスの新プラットフォーム向けに、当社製ミドルウェアを搭載した大型UNIXサーバ「NX7000シリーズ」を340台納入し、システム構築を行いました。この新プラットフォームは、3,700万人を超えるiモード加入者へのサービスを支える、世界最大規模のオープン・ミッション・クリティカル・システム（UNIXサーバなどのオープン・システムを利用した基幹システム）で、平成15年3月から稼働を開始しました。

#### ネットワークソリューション事業

売上高は、前期に比べ2,923億円（19.9%）減少し、1兆1,765億円となりました。これは、前期から継続する世界的な通信不況により国内外の通信事業者向けシステムの需要低迷が続く、また国内市場向け携帯電話機も新規加入者数の伸びが鈍化したため出荷が減少したことによるものです。受注高は、前期に比べ2,206億円（16.1%）減少し、1兆1,466億円となりました。売上および受注の主要なものは、携帯電話機、移動通信システム、構内用および局用交換機、IPネットワーク機器、基幹用光通信システムなどです。

当期においては、国内市場でNTTドコモおよびJフォン向けの当社製カメラ付き携帯電話機が好評を博しました。また、今後携帯電話機市場の成長が見込まれる中国において優位性を確立するため、松下通信工業（現パナソニックモバイルコミュニケーションズ）および中国の大手通信機器メーカーとの間で第三世代携帯電話機の開発を行う合併会社を設立しました。さらに、通信事業者の投資抑制が続く中で、前期に引き続き資材費の圧縮、人員の削減など一層の事業構造改革を進めました。また、放送機器の製造部門をEMS企業に売却するなど、最先端技術やソリューションの開発およびマーケティングに経営資源を集中できる体制の整備に努めました。

#### エレクトロニクスデバイス事業

売上高は、4,548億円で、前期に比べ2,340億円（34.0%）の大幅な減少となりました。受注高も前期に比べ2,239億円（32.4%）減少し、4,664億円となりました。売上および受注の主要なものは、システムLSI、マイクロコンピュータ、メモリ、個別半導体、カラー液晶ディスプレイなどです。

売上および受注の減少は、エレクトロニクス事業の再編によるものです。システムLSIを中心とする半導体事業については、半導体専門企業として経営資源を集中し国際競争力を強化するため、平成14年11月1日付でこれを分社しNECエレクトロニクスを設立しました。その他の事業のうち、コンデンサ、リレー、二次電池などの電子部品事業については関係会社であるNECトーキンへ、プリント配線板事業については凸版印刷との合併会社へそれぞれ事業統合を行いました。さらに、カラー・プラズマ・ディスプレイ事業についても、会社分割によりNECプラズマディスプレイを設立し、急成長を続ける市場に迅速に対応できる体制を整えました。

なお、カラー液晶ディスプレイ事業については、平成15年4月1日付で分社し、同事業を子会社に移管しました。

#### 《研究開発の状況》

研究開発につきましては、ブロードバンド（高速・大容量ネットワークとそれに伴うサービスの拡大）& モバイル（携帯情報端末からのネットワーク利用）領域における事業推進の基盤となる新技術および将来の事業創出を目的とした革新的技術の研究開発に取り組みました。当期における研究開発の成果のうち、主要なものは次のとおりです。

##### 携帯電話機向け電子チケット・会員証サービス基盤技術の開発

赤外線通信技術やセキュリティ技術を活用して、携帯電話機と店舗に設置された端末との連携をはかることで、携帯電話機による電子チケットの予約や購入、会場での入場管理などのサービスを実現する基盤技術「モバイル電子チケット・会員証サービス基盤」を開発しました。この基盤技術により、インターネットを通じて予約されたコンサートや映画のチケット情報を携帯電話機に送信し、コンサート会場や映画館では、サービス対応端末で認証を行うことにより、発券・入場などのデータ管理を行うことができます。また、携帯電話機を各種会員証の代わりとして利用する会員証サービスやショッピングセンターなどにおける複数店舗間の連携による共通クーポンサービスの提供も可能になります。

##### 第四世代移動通信システムの実用化に向けた無線アクセス実験装置の完成

第四世代移動通信システムの無線アクセス実験装置をNTTドコモに納入しました。第四世代移動通信システムは、通信のさらなる高速化・大容量化や通信のシームレス化（複数の事業者が提供する放送・通信サービスを容易に切り替えて利用できること）などを実現する次世代の移動通信システムとして、平成22年頃の実用化に向けて、現在検討が進められています。今回当社が納入した装置は、その実証実験用に開発されたもので、新しい無線アクセス

技術や通信制御技術などを採用することにより、基地局から移動通信端末への通信速度（下り通信速度）が最大100メガbps、移動通信端末から基地局への通信速度（上り通信速度）が最大20メガbpsという、有線通信並みの通信速度による高速データ通信を実現しました。

(注) メガbps：通信回線などの情報送信速度を表す単位で、1秒間に送信できる情報量を1メガビット単位で示したもの

#### 64ビットRISC型マイクロプロセッサ「第二世代VR5500」の試作

マルチメディア機器やネットワーク機器向けの高性能・低消費電力マイクロプロセッサとして好評を博した64ビットRISC（縮小命令セット・コンピュータ）型マイクロプロセッサ「VR5500」の第二世代製品の試作を完了しました。今回の試作品は、0.13マイクロメートル・プロセス技術の採用や回路設計の最適化などを通じて、組み込み用マイクロプロセッサとしては、世界最高クラスの1,600MIPSという従来品に比べて約2倍の処理性能を達成するとともに、2ワットという低消費電力で1,200MIPSという従来品に比べて約1.5倍の高性能処理を実現しました。これにより、マルチメディア機器やネットワーク機器の高機能化に対応する高性能、低消費電力のシステムLSIの開発が可能になります。

(注) MIPS：コンピュータの処理速度を表す単位で、1秒間に命令を実行できる回数を100万回単位で示したもの

#### 量子コンピュータの論理演算素子の基本的動作に世界で初めて成功

現在のコンピュータでは数千年もかかる計算を数十秒程度で処理することができる量子コンピュータの実現に向けて研究が進められています。当社は、このたび理化学研究所との共同研究により、固体素子を用いた量子コンピュータの基本素子2個を結合させ、論理演算に必要な「基本素子間の絡み合い状態」を実現することに世界で初めて成功しました。今回、「絡み合い状態」の生成と制御に成功したことは、量子コンピュータにおいて論理演算を行う基本素子の集積化への道を拓くもので、これにより固体素子を用いた量子コンピュータの実現に向け大きく前進しました。今後、基本素子を集積した論理演算回路の開発に取り組み、量子コンピュータの実現を目指します。

#### 《設備投資の状況》

当期の設備投資の総額は410億円であり、サーバ、移動通信システムや端末、光ネットワークシステム、先端LSIなどの研究開発設備およびインターネット・サービス「<sup>ビッグ</sup>LOBE」関連設備の拡充などをはかりました。

#### 《資金調達の状況》

当期においては、新株式および社債の発行による資金調達はありませんでした。

## (2) 会社が対処すべき課題

エレクトロニクス業界では、ITバブルの崩壊や通信不況の影響に加え、景気減速や経済のグローバル化の進展などを要因として製品価格の低下が続いています。また、IT領域とネットワーク領域の技術融合の進展、それに伴う通信事業者のビジネスモデルの変化、価格競争の激化や国際水平分業体制の進展など、市場環境は急速に変化しています。

このような環境に対応するため、当社は、事業体質の改善と新たな成長戦略の推進およびこれを実現するマネジメント革新に取り組んでまいります。

まず、事業体質の改善策として、生産革新とサプライ・チェーン・マネジメントの強化に引き続き取り組むとともに、さらなる資材費の削減や資産の圧縮を通じ、収益力の強化と財務体質の改善に努めます。こうした取り組みにより、デフレ経済下でも利益の出せる事業体質を確立し、業績の回復をはかります。

次に、新たな成長戦略を推進します。その一つ目は、ITソリューション事業とネットワークソリューション事業を統合したサービスの提供です。情報システム利用の高度化と通信サービスの多様化により、これまでのIT領域とネットワーク領域が重なる領域が登場しております。当社は、これまで培ってきたITソリューション事業とネットワークソリューション事業の強みを活かし、新たな需要の創造に努めます。また、ハードウェア、ソフトウェアの提供からネットワーク構築や業務アプリケーション・ソフトウェアの開発・運用サービスまでを含めたトータル・ソリューションの提供を目指します。

二つ目は、グローバルな事業展開です。まず、ITソリューション事業のグローバル展開施策としては、世界四極体制、つまり欧州、中国・台湾、アジア・太平洋および北米地域におけるITソリューション事業を強化し、地域横断的な事業運営を推進します。グローバル展開のもうひとつの柱は、ネットワークソリューション事業における携帯端末事業です。国内における強固な事業基盤をもとに、中国、欧州を中心とした海外市場に積極的な製品投入を行ってまいります。

さらに、これらの成長戦略を実現するために、さらなるマネジメント革新に取り組みます。IT領域とネットワーク領域との技術融合の進展に伴い、その融合分野における市場ニーズが高まる中、事業ラインをベースとした新たな経営体制により市場と現場を中心とした「オープンでフラットな経営」を推進します。また、企業風土として、現場主義および顧客志向を徹底させ、CS（カスタマー・サティスファクション）文化の浸透に努めます。

以上の諸施策に取り組むことにより、グローバルなエクセレント企業への発展をはかり、株主のみなさまのご期待に応える所存でございます。



### (3) 業績および財産の状況の推移ならびにその説明

平成11年度および平成12年度においては、受注高、売上高ともに前年度に比べ増加し、経常損益および当期損益についても黒字で推移しました。平成13年度においては、長期低迷を続ける国内景気に加え、世界的なIT不況の直撃を受けたため、受注高および売上高はそれぞれ前年度に比べ大きく減少し、経常損失を計上するとともに、当期損益についても、構造改革費用を特別損失として計上したことなどにより大幅な損失となりました。平成14年度においては、受注高および売上高はそれぞれ前年度に比べて減少しましたが、構造改革による固定費削減や原価低減により経常損益は大幅に改善し、黒字に転換しました。しかし、当期損益は、関係会社株式および有価証券の評価損失を特別損失に計上したことなどから損失となりました。

主要指標の推移は下表のとおりです。

| 年 度          | 平成11年度 (第162期)                    | 平成12年度 (第163期)                    | 平成13年度 (第164期)                    | 平成14年度 (第165期)                    |
|--------------|-----------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|
| 区 分          | ( <sup>11.4.1</sup> ~<br>12.3.31) | ( <sup>12.4.1</sup> ~<br>13.3.31) | ( <sup>13.4.1</sup> ~<br>14.3.31) | ( <sup>14.4.1</sup> ~<br>15.3.31) |
| 受 注 高(億円)    | 38,092                            | 40,104                            | 34,455                            | 27,305                            |
| 売 上 高(億円)    | 37,845                            | 40,993                            | 35,623                            | 27,814                            |
| 経 常 損 益(億円)  | 658                               | 639                               | 965                               | 61                                |
| 当 期 損 益(億円)  | 228                               | 236                               | 2,862                             | 149                               |
| 1株あたり当期損益(円) | 14.02                             | 14.45                             | 172.87                            | 9.01                              |
| 総 資 産(億円)    | 35,540                            | 37,161                            | 32,735                            | 27,010                            |
| 純 資 産(億円)    | 9,553                             | 10,416                            | 7,351                             | 6,720                             |

- (注) 1. 1株あたり当期損益は、平均発行済株式総数に基づき算出しています。なお、平成13年度から自己株式を除いた平均発行済株式総数に基づき算出しています。また、平成14年度から「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しています。
2. 平成12年度から退職給付会計、金融商品会計および外貨建取引等会計基準を適用しています。
3. 平成14年度から連結納税制度を適用しています。

## 2. 会社の概況（平成15年3月31日現在）

### (1) 主要な事業内容

当社の主な事業は、コンピュータ、通信機器、電子デバイス、ソフトウェアなどの製造および販売ならびに関連サービスの提供を含むインターネット・ソリューション事業です。

当社の主要なサービスおよび製品を部門別に分類すると次のとおりです。

| 部 門 別           | 主 要 サ ー ビ ス ・ 製 品 名                                                                                                                                                                                                        | 売 上 高 構 成 比 |
|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| ITソリューション事業     | システム・インテグレーション・サービス（システム構築、コンサルティング）、ソフトウェア（基本ソフトウェア、ミドルウェア、業種・業務アプリケーション・ソフトウェア）、インターネット・サービス「BIGLOBE」、保守サービス、アウトソーシング・サービス、教育サービス、汎用コンピュータ、PCサーバ、UNIXサーバ、ワークステーション、スーパーコンピュータ、POSシステム、マルチメディア端末、ストレージ装置、パーソナルコンピュータ、プリンタ | 40.9%       |
| ネットワークソリューション事業 | 基幹用光通信システム、ブロードバンド・アクセス・システム（ADSLシステム、ケーブルモデム等）、IPネットワーク機器（IPスイッチルータ、サーバ等）、局用交換機、構内用交換機、移動通信システム、マイクロ波通信システム、衛星通信システム、無線アクセスシステム、携帯電話機、放送用送信装置、映像情報システム、通信制御システム、航空宇宙システム、防衛システム（レーダ装置等）                                   | 42.3%       |
| エレクトロニクスデバイス事業  | システムLSI（ゲートアレイ、セルベースIC、通信用LSI、各種民生・産業用IC）、マイクロコンピュータ、メモリ、個別半導体（表示制御LSI、トランジスタ、ダイオード）、カラー液晶ディスプレイ、カラー・プラズマ・ディスプレイ、プリント配線板、マイクロ波管                                                                                            | 16.4%       |
|                 | そ の 他                                                                                                                                                                                                                      | 0.4%        |
|                 | 合 計                                                                                                                                                                                                                        | 100%        |

(注) 当社は、会社分割により、平成14年10月1日付でカラー・プラズマ・ディスプレイ事業、プリント配線板事業およびマイクロ波管事業を、また平成14年11月1日付でシステムLSI、マイクロコンピュータ、個別半導体などの半導体事業を分社し、それぞれ関係会社に移管しました。

(2) 主要な営業所、工場および研究所

営業所

| 名 称         | 所 在 地     |
|-------------|-----------|
| 本 社         | 東 京 都 港 区 |
| 北 海 道 支 社   | 札 幌 市     |
| 東 北 支 社     | 仙 台 市     |
| 関 東 信 越 支 社 | さ い た ま 市 |
| 関 東 南 支 社   | 横 浜 市     |
| 静 岡 支 社     | 静 岡 市     |

| 名 称     | 所 在 地   |
|---------|---------|
| 中 部 支 社 | 名 古 屋 市 |
| 北 陸 支 社 | 金 沢 市   |
| 関 西 支 社 | 大 阪 市   |
| 中 国 支 社 | 広 島 市   |
| 四 国 支 社 | 高 松 市   |
| 九 州 支 社 | 福 岡 市   |

工場および研究所

| 名 称         | 所 在 地       |
|-------------|-------------|
| 府 中 事 業 場   | 東 京 都 府 中 市 |
| 玉 川 事 業 場   | 川 崎 市       |
| 相 模 原 事 業 場 | 相 模 原 市     |
| 横 浜 事 業 場   | 横 浜 市       |
| 我 孫 子 事 業 場 | 我 孫 子 市     |
| 中 央 研 究 所   | 川 崎 市       |

(3) 従業員の状態

| 区 分     | 従 業 員 数  | 前期末比増(減)  | 平 均 年 齢 | 平均勤続年数 |
|---------|----------|-----------|---------|--------|
| 男       | 19,710 名 | (6,326 名) | 39.8 歳  | 16.1 年 |
| 女       | 4,465 名  | (1,421 名) | 33.3 歳  | 11.9 年 |
| 合計または平均 | 24,175 名 | (7,747 名) | 38.6 歳  | 15.3 年 |

(4) 株式の状況

会社が発行する株式の総数 3,200,000,000 株  
 発行済株式の総数 1,656,268,189 株  
 株主数 216,977 名  
 大株主(上位10名)

| 株 主 名                                                     | 所有株式数  | 議 決 権 比 率 | 当社の当該株主への<br>出資状況(議決権比率) |        |
|-----------------------------------------------------------|--------|-----------|--------------------------|--------|
|                                                           |        |           | 千株                       | %      |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)                                 | 70,211 | 4.28      | ( )                      | ( )    |
| 住友生命保険相互会社                                                | 53,000 | 3.23      | ( )                      | ( )    |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)                                   | 52,160 | 3.18      | ( )                      | ( )    |
| 日本生命保険相互会社                                                | 47,750 | 2.91      | ( )                      | ( )    |
| 第一生命保険相互会社                                                | 42,719 | 2.61      | ( )                      | ( )    |
| ザチェースマンハッタンバンクエヌアイロンドン                                    | 40,333 | 2.46      | ( )                      | ( )    |
| ザチェースマンハッタンバンクエヌアイロンドン<br>エス エル オムニバス アカウント               | 30,398 | 1.86      | ( )                      | ( )    |
| 三井住友海上火災保険株式会社                                            | 29,309 | 1.79      | 9,307                    | (0.65) |
| N E C 従 業 員 持 株 会                                         | 27,137 | 1.66      | ( )                      | ( )    |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行<br>株式会社(住友信託銀行再信託分・<br>住友商事株式会社 退職給付信託口) | 23,299 | 1.42      | ( )                      | ( )    |

所有者別状況

| 区 分       | 所有株式数         | 持 株 比 率 | 株 主 数   |
|-----------|---------------|---------|---------|
|           | 株             | %       | 名       |
| 政府・地方公共団体 | 72,000        | 0.00    | 1       |
| 金融機関      | 654,446,050   | 39.51   | 324     |
| 証券会社      | 27,475,209    | 1.66    | 126     |
| その他の法人    | 105,265,036   | 6.36    | 2,511   |
| 外国人       | 332,199,941   | 20.06   | 732     |
| 個人その他     | 536,809,953   | 32.41   | 213,283 |
| 合 計       | 1,656,268,189 | 100     | 216,977 |

## 自己株式の取得および保有

### (1) 取得株式

単元未満株式の買取りによる取得

普通株式 1,272,942株

取得価額の総額 659,507,857円

会社分割（半導体事業関係）反対株主の株式の買取りによる取得

普通株式 35,000株

取得価額の総額 26,810,000円

### (2) 決算期における保有株式

普通株式 2,033,034株

## 株主以外の者に対し特に有利な条件で発行した新株予約権の状況

### (1) 新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式358,000株（新株予約権1個あたりの目的となる株式数は1,000株）

### (2) 新株予約権の発行価額

無償

### (3) 新株予約権の行使の条件

イ. 権利行使期間は平成16年7月1日から平成20年6月30日までとする。

ロ. 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）が権利行使時においても当社または当社の子会社（上場会社を除く。）の取締役、執行役員または従業員の地位にあることを条件とする。ただし、権利行使期間中にかかる地位を喪失したときは、喪失後1年間を限度として権利行使期間内に新株予約権を行使することができる。また、新株予約権者が平成16年6月30日までにかかる地位を喪失した場合は、平成16年7月1日から1年間に限り、新株予約権を行使することができる。

ハ. 新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することはできない。

ニ. 1個の新株予約権の一部につき新株予約権を行使することはできない。

ホ. その他の条件については新株予約権割当契約書（ストックオプション付与契約書）に定めるところによる。

### (4) 新株予約権の消却の事由および条件

当社は、次の事由が生じたときは、新株予約権を無償で消却することができる。

イ. 新株予約権者が上記(3)により新株予約権を行使できなくなったとき

ロ. 当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき

ハ. 当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約書または株式移転に関する事項が株主総会で承認されたとき

(ホ) 特に有利な条件の内容

当社の取締役、執行役員、事業本部長および事業本部長に準じる重要な職責を担う従業員ならびに当社グループの事業戦略上重要な国内の子会社（上場会社を除く。）の常勤の会長および社長に対し、新株予約権を無償で発行した。

(ハ) 割当を受けた者の氏名およびその者が割当を受けた新株予約権の数

イ. 当社取締役

| 氏名      | 数   | 氏名      | 数  | 氏名      | 数  |
|---------|-----|---------|----|---------|----|
| 佐々木 元   | 10個 | 大 森 義 夫 | 4個 | 鈴 木 俊 一 | 4個 |
| 西 垣 浩 司 | 10個 | 戸 坂 馨   | 4個 | 中 村 勉   | 4個 |
| 杉 山 峯 夫 | 8個  | 矢 野 薫   | 4個 | 森 川 敏 雄 | 3個 |
| 松 本 滋 夫 | 6個  | 川 村 敏 郎 | 4個 | 木 村 浩 一 | 3個 |
| 金 杉 明 信 | 6個  | 丸 山 誠   | 4個 |         |    |

ロ. 当社使用人（上位10名、各3個）

| 氏名      | 氏名      | 氏名      | 氏名      |
|---------|---------|---------|---------|
| 土 居 征 夫 | 稲 積 紀 樹 | 島 倉 啓 一 | 木 原 英 晃 |
| 山 本 恭 二 | 三 輪 昌 勝 | 小 林 一 彦 |         |
| 鈴 木 泰 次 | 海 東 泰   | 藤 江 一 正 |         |

ハ. 当社グループの事業戦略上重要な国内の子会社（上場会社を除く。）の常勤の会長および社長（各1個）

| 氏名      | 氏名        | 氏名      | 氏名        |
|---------|-----------|---------|-----------|
| 小 林 一 博 | 岡 田 勝 利   | 東 知     | 外 海 正之佑   |
| 小 野 敏 夫 | 坪 田 和 人   | 藤 田 起   | 雄 川 孝 志   |
| 嘉 納 和 彦 | 伊 達 彬     | 青 山 宏   | 豊 田 典 男   |
| 安 味 直 昭 | 井 崎 博 行   | 貴 志 禎 之 | 小 長 井 教 雄 |
| 高 橋 利 彦 | 野 口 俊 武   | 皆 川 勝 治 | 松 本 周 治   |
| 大河原 誠 一 | 岡 本 興 紀   | 山 本 宏 彦 | 河 田 紘 一   |
| 片 岡 洋 一 | 久 保 田 兼 弘 | 高 島 二 郎 | 石 井 靖 政   |
| 鳥 居 高 志 | 角 田 秀 幸   | 峰 尾 秋 良 | 後 藤 裕 一   |
| 西 村 栄 治 | 五 十 嵐 公 一 | 山 本 武 彦 | 大 矢 寿 雄   |
| 桑 田 幹 雄 | 下 條 佑 一   | 古 勝 紀 誠 | 菅 野 建 二   |
| 田 口 邦 廣 | 肥 後 慶 樹   | 寺 澤 和 男 |           |

## (5) 重要な企業結合の状況

### 企業グループの状況

当社は、関係会社とともに、国内外においてインターネット・ソリューション関連事業を積極的に展開しています。

当期においては、IT不況や通信不況という厳しい事業環境の中で、業績の回復および事業体質の強化を目指し、NECグループをあげて生産革新運動や資材費の削減によるコストダウン活動を実施しました。また、NECグループが注力すべき事業領域を「IT・ネットワーク統合ソリューション」および「半導体ソリューション」とし、エレクトロニクス事業を中心にさらなる事業構造改革に取り組みました。半導体ソリューション事業の強化をはかるため、システムLSIを中心とする半導体事業を分社し、NECエレクトロニクスを設立するとともに、カラー・プラズマ・ディスプレイ事業およびマイクロ波管事業の分社化を行いました。また、W - CDMA方式の第三代携帯電話機や自動車用二次電池の開発、プリント配線板事業については、それぞれ国内外の企業と合併会社を設立しました。コンピュータの保守などを担当する子会社のNECフィールドディングについては、企業価値の顕在化などを目的として株式上場を実施しました。

当期の連結売上高は、システム・インテグレーション・サービスなどの各種サービスやシステムLSIなどの半導体事業が伸長したものの、サーバ、ストレージ装置、パーソナルコンピュータなどの売上が減少したことに加え、通信システムや前期に極めて好調であった携帯電話機の出荷が減少したことなどにより4兆6,950億円と前期に比べ4,060億円(8.0%)減少しました。連結営業損益は、固定費の削減や原価低減により前期に比べ1,764億円改善し、1,208億円の黒字となりました。連結当期純損益につきましては、営業損益の改善に加えて株式売却益を営業外収益として計上したものの、事業構造改革費用、株式市場の悪化に伴う保有株式の評価損失などを営業外費用として計上したことにより、245億円の損失となりました。

当期における連結子会社は、下記の21社を含め183社、持分法適用会社は17社です。

| 会 社 名             | 資 本 金<br>百万円 | 議 決 権 比 率<br>% | 主 要 な 事 業 内 容                        |
|-------------------|--------------|----------------|--------------------------------------|
| NECエレクトロニクス(株)    | 50,000       | 100            | 半導体の製造、販売                            |
| NECカスタマックス(株)     | 8,500        | 100            | パーソナルコンピュータ、通信機器等の販売                 |
| NECカスタムテクニカ(株)    | 6,600        | 100            | 当社等が販売するパーソナルコンピュータの開発、製造および保守       |
| NECアクセステクニカ(株)    | 4,000        | 100            | 当社が販売するコンピュータ周辺機器、通信機器等の製造、販売        |
| 九州日本電気(株)         | 1,000        | 100(100)       | 半導体の製造、販売                            |
| 関西日本電気(株)         | 1,000        | 100(100)       | 半導体の製造、販売                            |
| NECネクサソリューションズ(株) | 815          | 100            | システム・インテグレーション・サービス等の提供およびコンピュータ等の販売 |

| 会 社 名                       | 資 本 金   | 議決権比率      | 主 要 な 事 業 内 容                                      |
|-----------------------------|---------|------------|----------------------------------------------------|
|                             | 百万円     | %          |                                                    |
| 埼玉日本電気(株)                   | 200     | 100        | 当社が販売する通信機器の製造<br>電気通信工事の施工および通信機器、コンピュータの販売       |
| 日本電気システム建設(株)               | 13,122  | 26.4       |                                                    |
| NECトーキン(株)                  | 12,990  | 56.1(0.5)  | 電子材料および電子部品の製造、販売<br>コネクタ、航空・宇宙用電子機器、システム機器等の製造、販売 |
| 日本航空電子工業(株)                 | 10,690  | 35.8       |                                                    |
| NECインフロンティア(株)              | 10,332  | 54.7(0.6)  | 通信システム、POS端末等の製造、販売<br>コンピュータおよびネットワークシステムの据付、保守   |
| NECフィールディング(株)              | 9,670   | 67.1       |                                                    |
| 日本アビオニクス(株)                 | 8,769   | 50.3       | 情報システム、電子機器および電子部品の製造、販売                           |
| NECソフト(株)                   | 8,669   | 37.1       | システム・インテグレーション・サービス等の提供およびソフトウェアの開発、販売             |
| NECマシナリー(株)                 | 2,576   | 55.0(14.5) | 半導体製造装置、生産自動化設備等の製造、販売                             |
| NECモバイリング(株)                | 2,370   | 67.1       | 通信機器の販売およびソフトウェアの開発                                |
|                             | 千米ドル    |            |                                                    |
| NECエレクトロニクス・アメリカ社(米国)       | 380,800 | 100(100)   | 半導体の製造、販売                                          |
| NECアメリカ社(米国)                | 166,490 | 100(100)   | 通信機器の製造、販売                                         |
| NECソリューションズ(アメリカ)社(米国)      | 28,508  | 100(100)   | コンピュータ関連機器の販売、システム・インテグレーション・サービス等の提供              |
|                             | 千ユーロ    |            |                                                    |
| NECコンピュータズ・インターナショナル社(オランダ) | 136,783 | 95.6       | パーソナルコンピュータの製造、販売                                  |

- (注) 1. 議決権比率欄の括弧内数字は、間接所有割合を内数で示しています。
2. NECエレクトロニクス(株)は、会社分割により平成14年11月1日付で当社の半導体事業(汎用DRAM事業を除く。)を承継した会社です。
3. 日本電気システム建設(株)、NECトーキン(株)、日本航空電子工業(株)およびNECソフト(株)に対する議決権比率は、当社および当社子会社が退職給付信託として信託設定している下記の株式を含まない数字ですが、信託約款上、当該株式の議決権の行使はそれぞれ当社および当社子会社の指図により行われることになっています。
- |                              |             |
|------------------------------|-------------|
| 当社分                          | 当社子会社分      |
| 日本電気システム建設(株) 6,400千株(15.0%) |             |
| NECトーキン(株) 12,700千株(11.2%)   | 772千株(0.7%) |
| 日本航空電子工業(株) 13,800千株(15.2%)  |             |
| NECソフト(株) 9,800千株(24.4%)     |             |
4. NECエレクトロニクス・アメリカ社は、平成14年10月8日付でNECエレクトロニクス社(米国)が商号変更した会社です。
5. NECアメリカ社およびNECソリューションズ(アメリカ)社は、米国における持株会社NEC USA社の100%子会社です。



(ご参考)

要約連結貸借対照表

(平成15年3月31日現在)

(単位 百万円)

| 科 目         | 金 額       |
|-------------|-----------|
| (資産の部)      |           |
| 流動資産        | 1,920,042 |
| 現金および現金同等物  | 344,345   |
| 受取手形および売掛金  | 821,985   |
| たな卸資産       | 553,820   |
| その他の流動資産    | 199,892   |
| 固定資産        | 2,183,258 |
| 長期売掛債権      | 33,073    |
| 投資等         | 433,027   |
| 有形固定資産      | 838,341   |
| その他の資産      | 878,817   |
| 資産合計        | 4,103,300 |
| (負債および資本の部) |           |
| 流動負債        | 1,774,224 |
| 短期借入金       | 483,306   |
| 支払手形および買掛金  | 875,018   |
| その他の流動負債    | 415,900   |
| 固定負債        | 1,737,219 |
| 社債および長期借入金  | 1,003,787 |
| 未払退職および年金費用 | 705,551   |
| その他の固定負債    | 27,881    |
| 少数株主持分      | 135,613   |
| 子会社発行優先証券   | 97,800    |
| 資本          | 358,444   |
| 資本金         | 244,726   |
| 資本剰余金       | 358,568   |
| 利益剰余金       | 41,567    |
| その他の包括損益累計額 | 286,417   |
| 負債および資本合計   | 4,103,300 |

## 要約連結損益計算書

(平成14年4月1日から  
平成15年3月31日まで)

(単位 百万円)

| 科 目                   | 金 額       | 対売上高比率 |
|-----------------------|-----------|--------|
|                       |           | %      |
| 売 上 高                 | 4,695,035 | 100.0  |
| 売 上 原 価               | 3,453,010 | 73.5   |
| 販 売 費 お よ び 一 般 管 理 費 | 1,121,136 | 23.9   |
| 営 業 利 益               | 120,889   | 2.6    |
| 営 業 外 収 益             | 153,597   | 3.3    |
| 受 取 利 息 お よ び 配 当 金   | 18,396    |        |
| 雑 収 益                 | 135,201   |        |
| 営 業 外 費 用             | 212,990   | 4.6    |
| 支 払 利 息               | 30,218    |        |
| 雑 損 失                 | 182,772   |        |
| 税 引 前 利 益             | 61,496    | 1.3    |
| 法 人 税 等               | 58,714    | 1.3    |
| 少 数 株 主 損 益 (控 除)     | 6,896     | 0.1    |
| 持 分 法 に よ る 投 資 損 益   | 20,444    | -0.4   |
| 当 期 純 損 失             | 24,558    | -0.5   |

## 要約連結キャッシュ・フロー計算書

(平成14年4月1日から  
平成15年3月31日まで)

(単位 百万円)

| 項 目                     | 金 額     |
|-------------------------|---------|
| . 営業活動によるキャッシュ・フロー      |         |
| 当期純損失                   | 24,558  |
| 営業活動によるキャッシュ(純額)調達額への調整 |         |
| 減価償却費                   | 195,594 |
| 持分法による投資損益(受取配当金相殺後)    | 22,006  |
| 受取手形および売掛金の減少           | 116,340 |
| たな卸資産の減少                | 79,343  |
| 支払手形および買掛金の減少           | 109,387 |
| その他の                    | 31,835  |
| 計                       | 247,503 |
| . 投資活動によるキャッシュ・フロー      |         |
| 固定資産売却額                 | 99,722  |
| 固定資産購入額                 | 210,261 |
| 有価証券売却額                 | 71,919  |
| 有価証券購入額                 | 2,277   |
| その他の                    | 29,311  |
| 計                       | 11,586  |
| フリー・キャッシュ・フロー( + )      |         |
|                         | 235,917 |
| . 財務活動によるキャッシュ・フロー      |         |
| 社債および借入金の減少             | 272,448 |
| 配当金支払額                  | 7,291   |
| その他の                    | 16,990  |
| 計                       | 262,749 |
| 為替変動の現金および現金同等物への影響額    | 6,595   |
| 現金および現金同等物純減少           | 33,427  |
| 現金および現金同等物期首残高          | 377,772 |
| 現金および現金同等物期末残高          | 344,345 |

(注) 当社の連結財務諸表は、米国会計基準に基づき作成しております。

### 重要な技術提携等の状況

| 提 携 先                    | 内 容                               |
|--------------------------|-----------------------------------|
| インターナショナル・ビジネス・マシーズ社(米国) | 情報取扱装置に関する特許の相互実施許諾               |
| エイ・ティー・アンド・ティー社(米国)      | 情報取扱装置に関する特許の相互実施許諾               |
| インテル社(米国)                | 情報取扱装置に関する特許の相互実施許諾               |
| シーメンス社(ドイツ)              | デジタル移動通信機器に関する特許の相互実施許諾           |
| クアルコム社(米国)               | デジタル移動通信機器に関する特許等の実施許諾(導入)        |
| インターデジタル・テクノロジー社(米国)     | デジタル移動通信機器に関する特許の実施許諾(導入)         |
| テキサス・インスツルメンツ社(米国)       | 半導体装置に関する特許の相互実施許諾                |
| ハリス社(米国)                 | 半導体装置に関する特許の相互実施許諾                |
| ラムバス社(米国)                | 半導体メモリおよび半導体コントローラに関する特許の実施許諾(導入) |
| マイクロソフト・ライセンシング社(米国)     | パーソナルコンピュータ用基本ソフトウェアの利用許諾(導入)     |

### (6) 主要な借入先

| 借 入 先           | 借 入 金 残 高<br>百万円 | 借入先が有する当社の株式数および議決権比率 |      |
|-----------------|------------------|-----------------------|------|
|                 |                  | 千株                    | %    |
| 株式会社三井住友銀行      | 22,291           | 22,048                | 1.35 |
| 日本政策投資銀行        | 20,100           |                       |      |
| 住友生命保険相互会社      | 18,555           | 53,000                | 3.23 |
| 住友信託銀行株式会社      | 17,677           | 20,354                | 1.24 |
| 株式会社東京三菱銀行      | 9,142            | 6,130                 | 0.37 |
| 株式会社みずほコーポレート銀行 | 7,205            | 9,370                 | 0.57 |
| 株式会社横浜銀行        | 6,875            | 4,409                 | 0.27 |

(7) 取締役および監査役

取締役および監査役の氏名、会社における地位および担当または主な職業

| 氏名    | 会社における地位 | 担当または主な職業                                                                                                                  |
|-------|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 佐々木 元 | 代表取締役会長  | 会社事業運営の基本的な重要事項の総括                                                                                                         |
| 西垣 浩司 | 代表取締役副会長 | 会長補佐                                                                                                                       |
| 金杉 明信 | 代表取締役社長  | 会社事業全般の業務執行の統括、NECソリューションズ・カンパニー社長                                                                                         |
| 杉山 峯夫 | 代表取締役副社長 | IT戦略、品質推進、環境推進、生産推進、資材、宣伝、知的資産および生産技術研究関係重要事項、コーポレート・ビジネス・デベロップメント(インターネット事業戦略、事業開発、知的資産および生産技術研究関係を除く。)、国際営業推進および貿易審査関係担当 |
| 松本 滋夫 | 取締役専務    | 経理、財務(インベスター・リレーションズ関係を含む。)、法務、総務、コーポレート・コミュニケーションおよび玉川事業場新ビル建設関係重要事項                                                      |
| 大森 義夫 | 取締役専務    | 経営監査、企業行動推進および公正取引関係担当                                                                                                     |
| 矢野 薫  | 取締役専務    | NECネットワークス・カンパニー社長                                                                                                         |
| 川村 敏郎 | 取締役常務    | NECソリューションズ・カンパニー副社長                                                                                                       |
| 丸山 誠  | 取締役常務    | 人事、事業支援および健康管理関係担当                                                                                                         |
| 鈴木 俊一 | 取締役常務    | 経営企画、関連企業、中国事業戦略および事業開発関係担当                                                                                                |
| 中村 勉  | 取締役常務    | NECネットワークス・カンパニー副社長                                                                                                        |
| 森川 敏雄 | 取締役      | 株式会社三井住友銀行特別顧問                                                                                                             |
| 木村 浩一 | 取締役      | 株式会社大和総研特別顧問                                                                                                               |
| 上原 明  | 取締役      | 大正製薬株式会社代表取締役社長                                                                                                            |
| 坂入 達雄 | 監査役(常勤)  |                                                                                                                            |
| 臼井 建治 | 監査役(常勤)  |                                                                                                                            |
| 吉田 紘一 | 監査役      | 住友生命保険相互会社相談役                                                                                                              |
| 可部 恒雄 | 監査役      | 弁護士                                                                                                                        |

- (注) 1. 印の取締役は執行役員を兼務しています。  
 2. 鈴木俊一、中村 勉および上原 明の3氏は、平成14年6月20日開催の第164期定時株主総会において取締役に選任され就任しました。  
 3. 取締役森川敏雄および木村浩一の両氏は、商法第188条第2項第7号ノ2に定める社外取締役です。  
 4. 監査役吉田紘一および可部恒雄の両氏は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役です。

5. 当期中に退任した取締役の氏名、退任時の会社における地位、退任年月日および退任事由は次のとおりです。

| 氏名   | 退任時の会社における地位 | 退任年月日（退任事由）      |
|------|--------------|------------------|
| 千葉正人 | 代表取締役副社長     | 平成14年6月20日（辞任）   |
| 吉川英一 | 取締役専務        | 平成14年6月20日（辞任）   |
| 杉原瀚司 | 取締役専務        | 平成14年6月20日（辞任）   |
| 斉藤紀雄 | 取締役常務        | 平成14年6月20日（任期満了） |
| 戸坂馨  | 取締役          | 平成15年3月28日（辞任）   |

6. 平成15年4月1日付で次のとおり異動がありました。

| 氏名    | 会社における地位            | 異動後の担当または主な職業                                                                  |
|-------|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 金杉明信夫 | 代表取締役社長<br>代表取締役副社長 | 会社事業全般の業務執行の統括<br>研究所関係担当、海外事業推進、貿易審査、IT戦略、CS推進、品質推進、環境推進、知的資産、生産推進および資材関係重要事項 |
| 松本滋夫  | 取締役専務               | 経理、財務（インベスター・リレーションズ関係を含む。）、法務関係重要事項                                           |
| 矢野薫   | 取締役専務               | ネットワークソリューション事業関係補佐、プロダクト技術戦略およびネットワーク開発研究関係担当                                 |
| 川村敏郎  | 取締役専務               | ITソリューション事業関係補佐、ソリューション開発研究関係担当                                                |
| 鈴木俊一  | 取締役常務               | 経営企画、総務、政策調査および玉川事業場新ビル建設関係重要事項、関連企業、事業開発および中国事業戦略関係担当                         |
| 中村勉   | 取締役常務               | モバイル事業ライン関係およびネットワークソリューション事業の中国地域担当                                           |

当期中に取締役および監査役に支払った報酬の額

(単位 百万円)

|     | 定額報酬 |      | 退職慰労金 |      |
|-----|------|------|-------|------|
|     | 人数   | 支払総額 | 人数    | 支払総額 |
| 取締役 | 19名  | 320  | 4名    | 212  |
| 監査役 | 4名   | 60   |       |      |
| 合計  | 23名  | 380  | 4名    | 212  |

- (注) 1. 定額報酬を支払った取締役の人数には、平成14年6月20日に退任した取締役4名および平成15年3月28日に辞任した取締役1名が含まれております。
2. 株主総会の決議による取締役の報酬限度額は月額6,500万円（平成3年6月27日第153期定時株主総会決議）です。
3. 株主総会の決議による監査役の報酬限度額は月額800万円（平成3年6月27日第153期定時株主総会決議）です。
4. 当期中、取締役および監査役に対して賞与は支払われておりません。

# 貸借対照表

(平成15年3月31日現在)

(単位 百万円)

| 資 産 の 部         |           | 負 債 お よ び 資 本 の 部 |           |
|-----------------|-----------|-------------------|-----------|
| 科 目             | 金 額       | 科 目               | 金 額       |
| 流 動 資 産         | 957,281   | 負 債 の 部           |           |
| 現金および現金同等物      | 106,693   | 流 動 負 債           | 1,091,239 |
| 受 取 手 形         | 2,594     | 支 払 手 形           | 164       |
| 売 掛 金           | 404,869   | 買 掛 金             | 589,956   |
| 短 期 貸 付 金       | 79,962    | 短 期 借 入 金         | 105,671   |
| その他の金銭債権        | 110,523   | 社債(1年以内償還予定)      | 168,506   |
| 貸 倒 引 当 金       | 25,597    | 未 払 金             | 96,751    |
| 製 品             | 43,318    | 未 払 法 人 税 等       | 475       |
| 半製品および仕掛品       | 138,755   | 前 受 金             | 29,798    |
| 材 料             | 27,973    | 預 り 金             | 85,743    |
| 繰 延 税 金 資 産     | 54,000    | その他の流動負債          | 14,172    |
| その他の流動資産        | 14,187    | 固 定 負 債           | 937,803   |
| 固 定 資 産         | 1,743,814 | 社 債               | 813,707   |
| 有 形 固 定 資 産     | 258,814   | 長 期 借 入 金         | 51,151    |
| 建 物 構 築 物       | 308,590   | 電子計算機買戻損失引当金      | 20,509    |
| 機 械 装 置         | 140,381   | その他の固定負債          | 52,435    |
| 運搬器具器具備品        | 231,984   | 負 債 合 計           | 2,029,043 |
| 減 価 償 却 累 計 額   | 486,470   | 資 本 の 部           |           |
| 計               | 194,486   | 資 本               | 244,726   |
| 土 地             | 52,147    | 資 本 剰 余 金         | 303,046   |
| 建 設 仮 勘 定       | 12,180    | 資 本 準 備 金         | 303,046   |
| 無 形 固 定 資 産     | 84,908    | 利 益 剰 余 金         | 124,155   |
| 施 設 利 用 権       | 2,993     | 利 益 準 備 金         | 35,615    |
| ソ フ ト ウ ェ ア     | 79,533    | 海外投資等損失準備金        | 1,341     |
| その他の無形固定資産      | 2,381     | プログラム準備金          | 19,982    |
| 投 資 等           | 1,400,091 | 特別償却準備金           | 2,796     |
| 投 資 有 価 証 券     | 229,349   | 圧縮記帳積立金           | 18,740    |
| 子 会 社 株 式       | 674,207   | 別 途 積 立 金         | 50,190    |
| 長 期 貸 付 金       | 108,082   | 当 期 未 処 理 損 失     | 4,510     |
| 貸 倒 引 当 金       | 38,754    | (うち当期損失)          | ( 14,917) |
| 前 払 退 職 給 付 費 用 | 115,827   | 株 式 等 評 価 差 額 金   | 2,434     |
| 長 期 前 払 費 用     | 23,281    | 自 己 株 式           | 2,309     |
| 長 期 繰 延 税 金 資 産 | 248,342   | 資 本 合 計           | 672,053   |
| その他の投資          | 39,755    | 負 債 お よ び 資 本 合 計 | 2,701,096 |
| 資 産 合 計         | 2,701,096 |                   |           |

# 損益計算書

(平成14年4月1日から  
平成15年3月31日まで)

(単位 百万円)

| 科 目         | 金 額       |
|-------------|-----------|
| 経常損益の部      |           |
| 営業損益の部      |           |
| 売上高         | 2,781,436 |
| 売上品総原価      | 2,756,546 |
| 売上原価        | 2,080,991 |
| 販売費および一般管理費 | 675,555   |
| 営業利益        | 24,890    |
| 営業外損益の部     |           |
| 営業外収益       | 59,281    |
| 受取利息・配当金    | 50,906    |
| その他の営業外収益   | 8,375     |
| 営業外費用       | 78,053    |
| 支払利息        | 24,151    |
| その他の営業外費用   | 53,901    |
| 経常利益        | 6,119     |
| 特別損益の部      |           |
| 特別利益        | 126,496   |
| 関係会社株式売却益   | 80,374    |
| 有価証券売却益     | 34,555    |
| 厚生年金代行返上益   | 5,864     |
| 固定資産売却益     | 5,702     |
| 特別損失        | 159,379   |
| 関係会社株式等評価損失 | 102,824   |
| 有価証券評価損     | 34,927    |
| 事業構造改革費用    | 21,627    |
| 税引前当期損失     | 26,763    |
| 法人税等        | 2,513     |
| 法人税等調整額     | 9,332     |
| 当期損失        | 14,917    |
| 前期繰越利益      | 10,406    |
| 当期末処理損失     | 4,510     |



(貸借対照表関係)

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。  
なお、金額欄の「0」は百万円未満の金額を示している。

2. 重要な会計方針

(1) 資産の評価方法および評価基準

有価証券

子会社株式および関連会社株式.....移動平均法による原価法

その他有価証券

・時価のあるもの.....決算日の市場価格等に基づく時価法

評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定。

・時価のないもの.....移動平均法による原価法

なお、商法第290条第1項第6号に規定する純資産額は2,434百万円である。

デリバティブ.....時価法

たな卸資産.....下記評価方法に基づく低価法によっている。

製 品 注文生産品.....個別法 仕掛品 注文生産品...個別法

標準量産品.....先入先出法 標準量産品...総平均法

半製品、材料.....先入先出法

(2) 有形固定資産の減価償却方法.....定率法

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金.....債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

退職給付引当金または前払退職給付費用...当社は退職給付制度として、確定給付型の厚生年金基金制度および退職一時金制度を採用している。

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を退職給付引当金または前払退職給付費用として計上している。

なお、会計基準変更時差異（166,226百万円の不足）については、厚生年金基金の代行部分の返上に伴う処理を除き、平成12年度から15年による按分額を費用処理している。

(追加情報)

当社は、確定給付企業年金法の施行に伴い、厚生年金基金の代行部分について、平成14年9月1日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けた。

当社は「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号）第47-2項に定める経過措置を適用し、当該認可の日において代行部分に係る退職給付債務と返還相当額の年金資産を消滅したものとみなして処理している。

本処理に伴う影響額は、特別利益として5,864百万円計上されている。

なお、当事業年度末における返還相当額は、170,612百万円である。

電子計算機買戻損失引当金.....電子計算機の買戻時の損失の補てんに充てるため、過去の実績に基づいて算出した買戻損失発生見込額を計上している。

- (4) 消費税等の会計処理  
税抜方式によっている。
- (5) 連結納税制度の適用  
当事業年度から連結納税制度を適用している。
3. 投資等の貸倒引当金には関係会社長期貸付金に対する個別引当額36,024百万円が含まれる。
4. 子会社に対する金銭債権
- |    |            |
|----|------------|
| 短期 | 221,263百万円 |
| 長期 | 107,897百万円 |
5. 子会社に対する金銭債務
- |    |            |
|----|------------|
| 短期 | 552,069百万円 |
| 長期 | 5,192百万円   |
6. 重要な外貨建資産
- |        |                   |
|--------|-------------------|
| 売掛金    | 657,971千米ドル       |
| 投資有価証券 | 188,480千米ドル       |
|        | 103,000,467千ウォン   |
| 子会社株式  | 1,155,890千米ドル     |
|        | 269,265千ユーロ       |
|        | 72,145千スターリング・ポンド |
7. 保証債務残高  
保証類似行為残高  
139,016百万円  
3,416百万円
8. 1株あたり当期損失  
9円1銭

(損益計算書関係)

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。
2. 子会社との取引高

|            |              |
|------------|--------------|
| 売上高        | 553,591百万円   |
| 仕入高        | 1,920,329百万円 |
| 営業取引以外の取引高 | 30,803百万円    |

3. 「販売費および一般管理費」に含まれる技術研究費の額は、209,528百万円である。

## 利益処分案

(単位 円)

|                           |                       |
|---------------------------|-----------------------|
| 当 期 未 処 理 損 失             | 4,510,538,267         |
| 海 外 投 資 等 損 失 準 備 金 取 崩 額 | 452,542,541           |
| プ ロ グ ラ ム 準 備 金 取 崩 額     | 3,430,358,980         |
| 特 別 償 却 準 備 金 取 崩 額       | 634,132,771           |
| 圧 縮 記 帳 積 立 金 取 崩 額       | <u>11,790,876,286</u> |
| 計                         | 11,797,372,311        |
| これを次のとおり処分します。            |                       |
| プ ロ グ ラ ム 準 備 金           | 1,865,051,045         |
| 特 別 償 却 準 備 金             | 4,561,281             |
| 圧 縮 記 帳 積 立 金             | 4,690,716             |
| 次 期 繰 越 利 益               | 9,923,069,269         |

(注) 海外投資等損失準備金、プログラム準備金、特別償却準備金および圧縮記帳積立金の取崩額または積立額は、租税特別措置法に基づくものである。

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成 15 年 4 月 22 日

日本電気株式会社  
取締役会 御中

新日本監査法人

|              |       |   |    |   |   |   |
|--------------|-------|---|----|---|---|---|
| 代表社員<br>関与社員 | 公認会計士 | 甲 | 良好 | 夫 | 印 |   |
| 代表社員<br>関与社員 | 公認会計士 | 吉 | 村  | 貞 | 彦 | 印 |
| 代表社員<br>関与社員 | 公認会計士 | 小 | 島  | 秀 | 雄 | 印 |

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条の規定に基づき、日本電気株式会社の平成14年4月1日から平成15年3月31日までの第165期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書(会計に関する部分に限る。)及び利益処分案並びに附属明細書(会計に関する部分に限る。)について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 営業報告書(会計に関する部分に限る。)は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書(会計に関する部分に限る。)について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成14年4月1日から平成15年3月31日までの第165期営業年度における取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法および結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役および使用人から営業の報告を聞き、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。子会社については、関係部門の取締役等に対して営業の報告を求め、さらに必要に応じて子会社に赴き、営業の報告を受けるとともに、業務および財産の状況を調査いたしました。また、会計監査人から監査についての報告を求め、かつ計算書類および附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が無償で行った利益の供与、子会社または株主との通例的でない取引ならびに自己株式の取得および処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等から報告を求め、当該取引の状況を詳細に調査いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 会計監査人 新日本監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし、指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務遂行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- (6) 子会社調査の結果、取締役の職務遂行に関し指摘すべき事項は認められません。  
なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が無償で行った利益の供与、子会社または株主との通例的でない取引ならびに自己株式の取得および処分等についても、取締役の義務違反は認められません。

平成15年4月23日

日本電気株式会社 監査役会

|         |   |   |   |   |   |
|---------|---|---|---|---|---|
| 監査役(常勤) | 坂 | 入 | 達 | 雄 | 印 |
| 監査役(常勤) | 白 | 井 | 建 | 治 | 印 |
| 監査役     | 吉 | 田 | 紘 | 一 | 印 |
| 監査役     | 可 | 部 | 恒 | 雄 | 印 |

(注) 監査役 吉田紘一および監査役 可部恒雄は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

以 上

## 議決権の行使についての参考書類

1. 総株主の議決権の数 1,638,674 個

2. 議案および参考事項

### 第1号議案 第165期利益処分案承認の件

利益処分案は、添付書類（27頁）に記載のとおりでございます。

当社は、急激に変動する昨今の経済状況その他事業環境の変化に柔軟に対応し、事業構造の改革を継続的に実施する必要性に鑑み、各期の利益状況、翌期以降の見通し、配当性向、設備投資などの内部資金需要等を基準として配当を決定しております。

当期の利益配当金につきましては、株式市場の低迷による関係会社株式および有価証券の評価損失などにより当期損失の計上を余儀なくされ、株主資本も減少していることから、誠に遺憾ながら、無配とさせていただきたいと存じます。この結果、当期は年間を通じて無配となります。

なお、役員賞与金につきましては、当期業績に鑑み、計上いたしておりません。

### 第2号議案 定款中一部変更の件

当社のインターネット・サービス「BIGLOBE」<sup>ビッグロブ</sup>の事業強化ならびに「商法及び株式会社  
の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年法律第149号）および「商法等の一部を改正する法律」（平成14年法律第44号）の施行に伴い、現行定款中一部を次のとおり改めたく存じます。

(下線部分は変更箇所)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                             | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                      | 変 更 の 理 由                                                                                                                                |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(目的)<br/>第2条 本会社は、次の業務を営むことを目的とする。</p> <p>1. (略)</p> <p>4. (略)</p> <p>5. 建設工事の請負</p> <p>6. 前各号に定めた業務の増進、処理、遂行に必要な一切の行為</p> <p>7. 前各号に定めた業務で他人の経営に属するものに対する投資</p> | <p>(目的)<br/>第2条 本会社は、次の業務を営むことを目的とする。</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>4. (現行どおり)</p> <p>5. <u>インターネット等のネットワークを利用した通信販売業、集金代理業、旅行業、損害保険代理業、生命保険募集業、放送業および警備業</u></p> <p>6. 建設工事の請負</p> <p>7. 前各号に定めた業務の増進、処理、遂行に必要な一切の行為</p> <p>8. 前各号に定めた業務で他人の経営に属するものに対する投資</p> | <p>インターネット・サービス「<sup>ビッグロフ</sup>BIGLOBE」の事業強化のため、現行定款第2条に第5号としてインターネット等のネットワークを利用した新事業を追加し、併せて現行の第5号から第7号までの号数を1号ずつ繰り下げようとするものであります。</p> |
| <p>(新 設)</p>                                                                                                                                                        | <p>(<u>単元未満株式の買増</u>)<br/>第7条 <u>単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その単元未満株式と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を自己に売り渡すべき旨を本会社に請求することができる。</u></p>                                                                                                                             | <p>商法等の一部を改正する法律(平成14年法律第44号)の施行により導入された単元未満株式の買増制度を採用することとし、これに関する規定を新設しようとするものであります。</p>                                               |
| <p>(株式その他の取扱規則)<br/>第7条 株券の種類並びに株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、単元未満株式の買取、株券の再発行その他株式に関する<u>手続及び手数料</u>は、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(略)</p>                                 | <p>(株式その他の取扱規則)<br/>第8条 株券の種類並びに株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、単元未満株式の買取及び買増、株券の再発行その他株式に関する<u>手続並びに手数料</u>は、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(現行どおり)</p>                                                                                                               | <p>変更案第7条の新設に伴い、現行定款第7条に所要の変更を行い、併せて条数を1条繰り下げようとするものであります。</p>                                                                           |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                  | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                        | 変 更 の 理 由                                                                                                       |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(名義書換代理人)<br/> <b>第8条</b> 本会社は、株式について名義書換代理人を置く。<br/> 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。<br/> 本会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、本会社においてはこれを取扱わない。</p> | <p>(名義書換代理人)<br/> <b>第9条</b> 本会社は、株式について名義書換代理人を置く。<br/> 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。<br/> 本会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）<u>及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取及び買増</u>その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、本会社においてはこれを取扱わない。</p> | <p>商法等の一部を改正する法律（平成14年法律第44号）の施行により株券失効制度が創設されたことおよび変更案第7条の新設に伴い、現行定款第8条に所要の変更を行い、併せて条数を1条繰り下げようとするものであります。</p> |
| <p>(基準日)<br/> <b>第9条</b> 本会社は、毎決算期の最終の株主名簿に記載された株主（<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使することのできる株主とみなす。<br/> (略)</p>                                                                                        | <p>(基準日)<br/> <b>第10条</b> 本会社は、毎決算期の最終の株主名簿に記載された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使することのできる株主とみなす。<br/> (現行どおり)</p>                                                                                                                             | <p>変更案第7条の新設に伴い、現行定款第9条に所要の変更を行い、併せて条数を1条繰り下げようとするものであります。</p>                                                  |
| <p><b>第10条</b> (略)<br/> } <b>第11条</b> (略)</p>                                                                                                                                                                            | <p><b>第11条</b> (現行どおり)<br/> } <b>第12条</b> (現行どおり)</p>                                                                                                                                                                                        | <p>変更案第7条の新設に伴い、現行定款第10条および第11条の条数を1条ずつ繰り下げようとするものであります。</p>                                                    |



| 現 行 定 款                                                          | 変 更 案                                                                                                                                  | 変 更 の 理 由                                                                                                                                |
|------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (普通決議の要件)<br>第12条 株主総会の普通決議は、出席株主の議決権の過半数によりこれを行う。               | (決議要件)<br>第13条 株主総会の普通決議は、出席株主の議決権の過半数によりこれを行う。<br><u>商法第343条第1項の規定による株主総会の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当る多数によりこれを行う。</u> | 商法等の一部を改正する法律(平成14年法律第44号)の施行により、定款の定めをもって、株主総会の特別決議の定足数を総株主の議決権の3分の1まで引き下げることが認められたことから、現行定款第12条にこれに関する規定を追加し、併せて条数を1条繰り下げようとするものであります。 |
| 第13条 (略)<br>}<br>第16条 (略)                                        | 第14条 (現行どおり)<br>}<br>第17条 (現行どおり)                                                                                                      | 変更案第7条の新設に伴い、現行定款第13条から第16条までの条数を1条ずつ繰り下げようとするものであります。                                                                                   |
| (任期)<br>第17条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の <u>とき</u> に満了する。 | (任期)<br>第18条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の <u>時</u> に満了する。                                                                        | 現行定款第17条中の表記の変更を行い、併せて条数を1条繰り下げようとするものであります。                                                                                             |
| 第18条 (略)<br>}<br>第21条 (略)                                        | 第19条 (現行どおり)<br>}<br>第22条 (現行どおり)                                                                                                      | 変更案第7条の新設に伴い、現行定款第18条から第21条までの条数を1条ずつ繰り下げようとするものであります。                                                                                   |
| (相談役)<br>第22条 <u>取締役会の決議により、相談役若干名を置くことができる。</u>                 | (削 除)                                                                                                                                  | 相談役制度の廃止に伴い、現行定款第22条を削除しようとするものであります。                                                                                                    |
| (任期)<br>第25条 監査役の任期は、就任後3年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の <u>とき</u> に満了する。 | (任期)<br>第25条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の <u>時</u> に満了する。                                                                        | 商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律(平成13年法律第149号)の施行により、監査役の任期が3年から4年に延長されたことに伴い、現行定款第25条に所要の変更を行い、併せて同条中の表記の変更を行おうとするものであります。         |

| 現 行 定 款               | 変 更 案                                                                                                                                          | 変 更 の 理 由                                                                                                             |
|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(附則)<br/>(新 設)</p> | <p>(附則)<br/><u>第2条 第25条の規定にかかわらず、平成15年6月19日開催の定時株主総会終結前に在任する監査役の任期は、従前のとおり3年とする。</u><br/>なお、本条は、当該定時株主総会終結前に在任する監査役全員が退任した場合、これを削除するものとする。</p> | <p>商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律（平成13年法律第149号）附則第7条に、監査役の任期伸長に関する経過措置が設けられていることに伴い、附則第2条を新設しようとするものであります。</p> |

第3号議案 取締役9名選任の件

平成15年3月28日をもって、取締役戸坂 馨氏は辞任されました。また、本総会終結の時をもって、取締役金杉明信、杉山峯夫、松本滋夫、大森義夫、矢野薫、川村敏郎、丸山 誠および木村浩一の8氏の任期が満了いたします。つきましては、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりでございます。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)           | 略歴<br>および他の会社の代表状況                                                                                                                                            | 所有する<br>当社の株式数 |
|-------|------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1     | 金杉明信<br>(昭和16年4月17日生)  | 昭和42年7月 当社入社<br>平成7年6月 取締役<br>平成11年6月 常務取締役<br>平成12年4月 取締役、常務兼NECソリューションズ・カンパニー社長委嘱<br>同年6月 専務委嘱<br>平成15年3月 代表取締役、社長<br>同年4月 NECソリューションズ・カンパニー社長解嘱、現在に至る。     | 18,639株        |
| 2     | 杉山峯夫<br>(昭和14年7月22日生)  | 昭和37年4月 当社入社<br>平成3年6月 取締役<br>平成8年6月 常務取締役<br>平成10年6月 専務取締役<br>平成12年4月 取締役、専務兼NECネットワークス・カンパニー社長委嘱<br>同年6月 代表取締役、副社長委嘱<br>平成14年4月 NECネットワークス・カンパニー社長解嘱、現在に至る。 | 13,000株        |
| 3     | 松本滋夫<br>(昭和15年12月29日生) | 昭和38年4月 当社入社<br>平成2年7月 経理第一部長<br>平成3年6月 取締役<br>平成8年6月 常務取締役<br>平成11年6月 専務取締役<br>平成12年4月 取締役、専務委嘱、現在に至る。                                                       | 15,591株        |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)            | 略歴<br>および他の会社の代表状況                                                                                                                                                                                                      | 所有する<br>当社の株式数 |
|-------|-------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 4     | 大森 義夫<br>(昭和14年12月22日生) | 昭和38年4月 警察庁入庁<br>昭和60年2月 鳥取県警察本部長<br>平成元年4月 警視庁公安部長<br>平成4年9月 警察大学校長<br>平成5年3月 内閣官房内閣情報調査室長<br>平成9年4月 内閣官房内閣情報調査室長辞職<br>同 年 同 月 当社顧問<br>同 年 6 月 常務取締役<br>平成12年4月 取締役、常務委嘱<br>平成14年10月 専務委嘱、現在に至る。                       | 7,000 株        |
| 5     | 矢野 薫<br>(昭和19年2月23日生)   | 昭和41年4月 当社入社<br>平成6年6月 伝送事業本部長<br>平成7年6月 取締役<br>平成11年6月 常務取締役<br>平成12年4月 取締役、常務委嘱<br>同 年 12 月 NECネットワークス・カンパニー副<br>社長委嘱<br>平成14年4月 NECネットワークス・カンパニー社<br>長委嘱<br>同 年 10 月 専務委嘱<br>平成15年4月 NECネットワークス・カンパニー社<br>長解嘱、現在に至る。 | 9,000 株        |
| 6     | 川村 敏郎<br>(昭和17年7月7日生)   | 昭和40年4月 当社入社<br>平成7年7月 第三C&Cシステム事業本部長<br>平成8年6月 取締役<br>平成12年4月 取締役辞任、執行役員常務<br>平成13年6月 取締役、常務兼NECソリューション<br>ズ・カンパニー副社長委嘱<br>平成15年4月 NECソリューションズ・カンパニー<br>副社長解嘱、専務委嘱、現在に至る。                                              | 8,637 株        |
| 7     | 丸山 誠<br>(昭和16年3月22日生)   | 昭和39年4月 当社入社<br>平成2年7月 人事部長<br>平成5年7月 支配人<br>平成12年4月 執行役員<br>平成13年6月 取締役、常務委嘱、現在に至る。                                                                                                                                    | 6,100 株        |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)         | 略歴<br>および他の会社の代表状況                                                                                                                                                                                                 | 所有する<br>当社の株式数 |
|-------|----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 8     | 木村浩一<br>(昭和11年1月6日生) | 昭和34年4月 大和証券(株)入社<br>昭和57年12月 同社取締役 国際引受部長<br>昭和59年12月 同社常務取締役<br>昭和63年12月 同社専務取締役<br>平成元年10月 同社代表取締役副社長<br>平成9年10月 同社顧問<br>平成10年4月 (株)大和総研顧問<br>同年10月 同社代表取締役副会長<br>平成12年6月 同社特別顧問、現在に至る。<br>平成13年6月 当社取締役、現在に至る。 | 0株             |
| 9     | 藤江正<br>(昭和19年7月18日生) | 昭和42年4月 当社入社<br>平成6年7月 官公企画室長<br>平成10年6月 取締役支配人<br>平成12年4月 取締役辞任、執行役員常務<br>平成14年4月 NECネットワークス・カンパニー副<br>社長委嘱<br>平成15年4月 NECネットワークス・カンパニー副<br>社長解嘱、現在に至る。                                                           | 5,000株         |

(注) 木村浩一氏は、商法第188条第2項第7号ノ2に定める社外取締役の候補者であります。

第4号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役坂入達雄氏および吉田紘一氏の任期が満了いたします。つきましては、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。また、就任の時期は、本総会終結後といたします。

監査役候補者は、次のとおりでございます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)           | 略歴<br>および他の会社の代表状況                                                                                                                                                                 | 所有する<br>当社の株式数 |
|-------|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1     | 坂入達雄<br>(昭和12年10月15日生) | 昭和35年4月 当社入社<br>平成元年6月 取締役<br>平成4年6月 常務取締役<br>平成6年6月 専務取締役<br>平成10年6月 副社長<br>平成12年4月 取締役辞任、特別顧問<br>同年6月 監査役、現在に至る。                                                                 | 10,000株        |
| 2     | 横山進一<br>(昭和17年9月10日生)  | 昭和41年4月 住友生命保険相入社<br>平成4年7月 同社取締役<br>平成7年4月 同社常務取締役<br>平成10年7月 同社専務取締役<br>平成12年4月 同社取締役副社長<br>平成13年7月 同社取締役社長<br>平成14年4月 同社代表執行役員委嘱、現在に至る。<br><br>他の会社の代表状況<br>住友生命保険相取締役社長嘱代表執行役員 | 0株             |

(注) 横山進一氏は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役の候補者であります。

第5号議案      ストック・オプションのために、株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行する件

商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき、以下のとおり、ストック・オプションのために、株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行することにつき、ご承認をお願いいたしたいと存じます。

1. 株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

株主価値を意識した経営の推進を図るとともに当社グループの業績向上に対する意欲を一層高めることを目的として、ストック・オプションのために下記2.記載の者に対し、新株予約権（以下「本新株予約権」という。）を発行する。

なお、ストック・オプションの目的で発行することから、本新株予約権については無償で発行し、新株予約権の行使に際して払い込みをすべき金額は、本新株予約権発行時点の時価を基準とした価額とする。

2. 新株予約権の割当を受ける者および割当てる新株予約権の数

本新株予約権の発行日現在において在任または在職する次のいずれかに該当する者に対し、それぞれ次のとおり新株予約権を割当てる。

取締役

|          |      |
|----------|------|
| 代表取締役会長  | 10 個 |
| 代表取締役副会長 | 10 個 |
| 代表取締役社長  | 10 個 |
| 代表取締役副社長 | 8 個  |
| 専務       | 6 個  |
| 常務       | 4 個  |
| 取締役      | 3 個  |

執行役員

|      |     |
|------|-----|
| 専務   | 4 個 |
| 常務   | 3 個 |
| 執行役員 | 2 個 |

執行役員に準じる重要な職責を担う従業員      2 個

事業本部長および事業本部長に準じる重要な  
職責を担う従業員      1 個

当社グループの事業戦略上重要な国内の子会社  
(上場会社およびその子会社を除く。)の常勤  
の会長および社長      1 個

### 3. 新株予約権発行の要領

#### (1) 新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式35万株（本新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数は 1,000株）を上限とする。

なお、当社が株式の分割または併合を行う場合は、本新株予約権のうち、当該株式の分割または併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式によりその目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

#### (2) 発行する新株予約権の総数

350個を上限とする。

#### (3) 新株予約権の発行価額

無償とする。

#### (4) 新株予約権の行使に際して払い込みをすべき金額

本新株予約権の目的となる株式 1 株あたりの払込金額（以下「払込価額」という。）は、本新株予約権の発行日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げる。ただし、その価額が発行日の終値を下回る場合には、当該終値を払込価額とする。

なお、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分（平成14年 4 月 1 日改正前商法第341条ノ 2 に定める転換社債の転換、平成13年10月 1 日改正前商法第210条ノ 2 第 2 項第 3 号に定める権利の行使および新株予約権の行使による場合を含まない。）を行うときは、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、本新株予約権発行後、株式の分割または併合が行われる場合は、払込価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$



(5) 新株予約権の権利行使期間

平成17年7月1日から平成21年6月30日までとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）が権利行使時においても当社または当社の子会社（上場会社およびその子会社を除く。）の取締役、執行役員または従業員の地位にあることを条件とする。ただし、権利行使期間中にかかる地位を喪失したときは、喪失後1年間を限度として権利行使期間内に本新株予約権を行使することができる。また、新株予約権者が平成17年6月30日までにかかる地位を喪失した場合は、平成17年7月1日から1年間に限り、本新株予約権を行使することができる。

新株予約権者の相続人は、本新株予約権を行使することができない。

1個の本新株予約権の一部につき新株予約権を行使することはできない。

(7) 新株予約権の消却の事由および条件

当社は、次の事由が生じたときは、本新株予約権を無償で消却することができる。

新株予約権者が上記(6)により本新株予約権を行使できなくなったとき

当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき

当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約書または株式移転に関する事項が株主総会で承認されたとき

(8) 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。

第6号議案 退任取締役および退任監査役に退職慰労金贈呈の件

平成15年3月28日をもって、取締役戸坂 馨氏は辞任されました。また、本総会終結の時をもって、監査役吉田紘一氏は任期満了により退任されます。つきましては、退任取締役戸坂 馨氏および退任監査役吉田紘一氏に対し在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準による相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その金額、贈呈の時期、方法等の決定は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議に、それぞれご一任いただきたいと存じます。

退任取締役および退任監査役の略歴は、次のとおりでございます。

| 氏 名     | 略 歴                                                                                               |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 戸 坂 馨   | 平成6年6月 取締役<br>平成10年6月 常務取締役<br>平成12年4月 取締役、常務委嘱<br>平成14年10月 専務委嘱<br>同 年 11月 専務解嘱<br>平成15年3月 取締役辞任 |
| 吉 田 紘 一 | 平成12年6月 監査役、現在に至る。                                                                                |

以 上